

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社M C J
【英訳名】	MCJ Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼会長 高島 勇二
【本店の所在の場所】	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目14番11号
【電話番号】	0480-36-1234
【事務連絡者氏名】	取締役 石戸 謙二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町二丁目12番5号
【電話番号】	03-3851-3803
【事務連絡者氏名】	取締役 石戸 謙二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間	第10期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	70,435,668	24,127,583	105,016,295
経常利益(千円)	1,060,973	783,823	3,054,139
四半期(当期)純利益(千円)	101,599	500,589	1,529,827
純資産額(千円)	-	18,487,287	18,623,707
総資産額(千円)	-	46,439,021	47,378,638
1株当たり純資産額(円)	-	35,529.10	35,835.63
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	208.89	1,029.23	3,164.53
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	37.2	36.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	241,528	-	591,546
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	404,619	-	1,135,385
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	775,185	-	2,636,823
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	8,972,875	8,542,102
従業員数(人)	-	978	956

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社マウスコンピューターは連結子会社である株式会社iiyamaを吸収合併しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	978	(799)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	35	(4)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
パソコン関連事業(千円)	5,515,276
メディア事業(千円)	340,438
合計(千円)	5,855,714

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
パソコン関連事業(千円)	16,370,107
合計(千円)	16,370,107

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
パソコン関連事業	6,015,552	262,233

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
パソコン関連事業(千円)	23,486,266
メディア事業(千円)	641,317
合計(千円)	24,127,583

(注) 1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

2.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）のわが国並びに世界経済は、サブプライムローン問題に端を発する金融不安から連鎖的に拡大した景気後退が、深刻さの度合いを日々増してきており、百年に一度と言われる不況に突入したものと見られております。

当社グループの属するパソコン業界におきましては、ネットブックと呼ばれるインターネット・メールなどの使用に主眼を置いた低価格のミニノートパソコンが人気を集め、世界市場での総出荷台数は前年同期水準が維持されましたが、平均販売価格の大幅な低下により各社とも十分な収益の確保が難しくなっており、業界各社の経営環境は厳しさを増しております。社団法人電子情報技術産業協会の発表によれば、国内のパソコンの出荷台数は前年同期並みとなった一方、出荷金額は前年同期比11.8%減となり、急速かつ大幅に市場規模が減少へ転じており、個人向けの最大の商戦期である年末商戦においても、例年ほどの盛り上がりが見られない結果となっております。

このような状況の中で、当社グループは、「マウスコンピューター」「パソコン工房」をメインブランドとするBTO（受注生産）・完成品パソコンの製造・販売と、CPU（中央演算処理装置）・マザーボードをはじめとするパソコン基幹パーツの卸売・小売を中心に、引き続きマーケットのニーズを的確に汲み取りながら事業を展開してまいりました。また、グループ組織の合理化及び収益体質の強化を図るべく、連結子会社間による合併（株式会社マウスコンピューター及び株式会社iiyama）をおこないました。さらに、市場環境の急変に対応し、売上高及び売上総利益の減少に見合った費用構造とすべくコスト削減施策を順次実行してまいりました。

しかしながら、前年まで比較的好調であった国内パソコン市場における個人需要の大幅な減少の影響を補うことができず、第3四半期連結会計期間の売上高は24,127百万円となりました。利益面におきましては、前述しました売上高の減少及び平均販売価格の低下が売上総利益を圧迫したことなどにより、営業利益は690百万円、経常利益は783百万円、四半期純利益は500百万円となりましたが、第2四半期連結会計期間と比べて大きく改善しております。

事業の種類別セグメント情報は、次のとおりであります。

パソコン関連事業

「マウスコンピューター」ブランドによるパソコン及び「iiyama」ブランドによる液晶ディスプレイの国内製造・販売部門においては、WEBなどにおいて直接販売を行うダイレクト販売、家電量販店向けの販売、流通商社などの法人向け販売が、総じて当初見込みを下回る結果となり、売上高・営業利益ともに前年同期比で減少いたしました。主な要因としては、大手外資系パソコンメーカーが国内市場への販売攻勢を強めたことによる競争激化、ミニノートパソコンの市場拡大の影響による平均販売価格の低下、産業用モニタの事業譲渡などが挙げられます。

「iiyama」ブランドの欧州販売部門においては、引き続き大型ワイドモデルの旺盛な需要を受けて好調に推移し、前年同期以上の売上高を確保するとともに、営業利益は前期比で大幅に増加いたしました。

「パソコン工房」「Faith」「TWOTOP」ブランドで全国に店舗展開する小売部門においては、秋以降、店舗のリニューアル等により集客力の強化に努め、売上高は前年同期並みを確保いたしました。また、粗利率を1パーセント以上改善したことに加え、販管費の大幅な削減に努めたことにより、営業利益は前期比で大幅に増加いたしました。

パソコン及びCPU・ハードディスク・マザーボード・グラフィックボードなどパソコン基幹パーツの代理店販売・卸売部門においては、ASUSTeK Computer社製のミニノートパソコン「Eee PC」が順調に売上を伸ばしたものの、国内パソコン市場の全般的な停滞の影響を受けたことに加え、急激な円高ドル安の進行に伴う市場価格の低下などもあり、売上高は前年同期比で減少いたしました。また、取引先である九十九電機株式会社が民事再生手続開始の申立てをおこなったことに伴う貸倒引当金繰入額が第2四半期連結会計期間に発生し、貸倒実績率の変更を余儀なくされたことなどにより、営業利益も前年同期比で減少いたしました。

「iriver」「SIREN」ブランドのデジタルオーディオプレーヤー及びポータブルデバイスの販売部門においては、市場の縮小と価格競争の激化により、売上高は前年同期比で減少いたしました。また、売上高の減少に伴う過剰在庫の圧縮に努めたものの、営業損失を計上いたしました。

「Cafesta」ブランドのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）事業部門においては、インターネット広告市場の停滞もあり、未だ営業黒字を計上するには至っておりません。

外国為替証拠金取引事業部門においては、大幅な円高が進行したことに伴い、顧客資産の預り高及び取引高が減少したことにより、営業損失を計上いたしました。

これらの結果、パソコン関連事業における売上高は23,486百万円、営業利益は631百万円となりました。

メディア事業

メディア事業部門においては、コンピューター関連書籍出版の競合他社の一部が市場から撤退した影響もあり、各店頭における陳列スペースの拡大に成功し、Windows Vista Microsoft Office 2007等のパソコン専門書の販売を中心に、好調に推移いたしました。この結果、メディア事業における売上高は641百万円、営業利益は68百万円となり

ました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

当社グループにおける事業の大半を占める日本国内の業績は、前年まで比較的好調であった個人需要の大幅な減少の影響等を受け、各事業の売上高・営業利益ともに前年同期比で減少いたしました。この結果、売上高は21,650百万円、営業利益は546百万円となりました。

欧州

「iiyama」ブランドによる液晶ディスプレイの欧州販売部門においては、引き続き大型ワイドモデルの旺盛な需要を受けて好調に推移し、売上高・営業利益ともに前年同期比で増加いたしました。この結果、売上高は2,501百万円、営業利益は152百万円となりました。

(2)財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は46,439百万円となり、前連結会計年度末比939百万円の減少となりました。これは主に、流動資産における外国為替証拠金取引事業での委託者に係る資産の減少があったことによるものです。

負債合計は27,951百万円となり、前連結会計年度末比803百万円の減少となりました。これは主に、買掛金並びに長期借入金の増加があったものの、税金の支払等による未払法人税等の減少並びに流動負債における外国為替証拠金取引事業での委託者に係る負債の減少があったことによるものであります。

純資産合計は18,487百万円となり、前連結会計年度末比136百万円の減少となりました。これは主に、前連結会計年度に係る配当金153百万円によるものであります。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前四半期連結会計期間末に比べて419百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末は8,972百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は307百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益748百万円及び仕入債務の増加額999百万円等の増加要因に対し、売上債権の増加額1,878百万円及び法人税等の支払額487百万円等の減少要因によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は94百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出210百万円及び無形固定資産の取得による支出20百万円に対し、事業譲渡による収入113百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は1,011百万円となりました。これは主に、短期借入金の純増額1,000百万円によるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社グループの企業価値の源泉及び当社グループを支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案が第三者からなされた場合に、これを受け入れるか否かの判断は、公正で中立的な機関として設置する独立委員会の意見を最大限に尊重し、場合によっては株主の皆様意思を確認したうえで、極めて慎重になされるべきものと考えており、当社株券等に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社グループの企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為の中には、当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるもの、株主に当社株券等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や当社株主に対して、当該買付行為の目的確認あるいは代替案等の検討に十分な時間や情報を提供しないもの等

が含まれる可能性があります。

当社といたしましては、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保及び向上に資する者であるべきであり、それらを毀損するおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。したがって、そのような者による大規模買付行為に対しては、当社として必要かつ相当な対抗措置を取ることが、当社グループの企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの企業価値は、株主、消費者、取引先企業、従業員、及び事業パートナーといった複数のステークホルダーとの間で築きあげてきた良好な信頼関係から成り立っており、中長期的視点に立ったステークホルダーとの信頼関係こそが、当社グループの企業価値を支える基盤であるといえます。

当社は、そうしたステークホルダーとの信頼関係を維持するためには、コーポレート・ガバナンスの強化、充実による健全なグループ経営が必要不可欠であると認識し、その実現のために、経営監視機能の強化、内部統制システム及びコンプライアンス体制の構築・運用に継続的に取り組んでおります。当社は、経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、事業内容に精通している社内取締役で構成する適切な規模の取締役会と、監査役による経営監視体制の整備、強化によるガバナンス体制が、現時点では適切な体制であると考えております。なお、社外チェックの観点からは、1名の社外取締役及び2名の社外監査役が取締役会に出席し、会社の運営状況や各取締役の業務執行状況を聞き、必要に応じて意見を述べるなどの活動を行っており、社外からの監視・監督が十分に機能する体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否かを判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、株主総会を開催して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成20年5月20日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、第10回定時株主総会において株主の皆様より承認、可決され、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大規模買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大規模買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。なお、本プランの詳細及び語句定義等につきましては、平成20年5月20日に公表いたしました「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

URL：<http://www.mcj.jp/ir/irnews/2008/pdf/0520-01.pdf>

ア．本プランに係る手続の設定

本プランは、当社株券等について、保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券保有割合をいいます。）が20%以上となる買付その他一切の取得、または当社株券等について、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。）及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けが行われる場合に、大規模買付行為を行いまは行おうとする者に対し、事前に当該買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めています。

イ．新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大規模買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大規模買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大規模買付行為が当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様へ無償で割り当てるものです。また、会社法そ

他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大規模買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大規模買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ウ．独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社グループの企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、又は弁護士、公認会計士、学識経験者、実績ある会社等社外有識者の中から選任され、3名以上で構成されます。

エ．情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大規模買付行為があった事実、大規模買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施または不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記に記載した当社の取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策であり、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものです。

上記に記載した本プランは、当社株券等に対する大規模買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。また、本プランは、合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が1年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、427千円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設のうち、当第3四半期連結会計期間の投資金額は、次のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資金額 (千円)
株式会社ユニットコム	新設店舗（国内）	パソコン関連事業	新規店舗開設等	203,592

（注）上記金額は、消費税等控除後で表示しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,513,716
計	1,513,716

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	492,386	492,386	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	492,386	492,386	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権は次のとおりであります。

平成16年6月28日定時株主総会決議(株式会社M C J第2回新株予約権)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,025個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,075株(注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額	76,750円(注)2・5
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成24年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 76,750円 資本組入額 38,375円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 株式の分割又は併合が行われる場合、払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）又は自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員若しくは監査役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した新株予約権の割当を受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。但し、再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

5. 平成17年12月6日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

平成17年6月28日定時株主総会決議（株式会社M C J 第4回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	865個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,595株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	69,162円(注) 2
新株予約権の行使期間	自平成20年7月21日 至平成25年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 69,162円 資本組入額 34,581円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、終値という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。但し、その金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値の金額とする。なお、新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、払込金額は分割又は併合の比率に応じた算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)又は自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

(3) 権利行使期間中に死亡した割当を受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。但し、再承継はできない。

(4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

旧商法第280条ノ20の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年9月21日取締役会決議（株式会社M C J 第3回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	4,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株(注)1・6
新株予約権の行使時の払込金額	86,466円(注)2・6
新株予約権の行使期間	自平成19年1月28日 至平成22年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 87,799円 資本組入額 43,900円 (注)3・6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が下記の(注)2の規定に従って、払込金額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 =
$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×
$$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は新設分割若しくは吸収分割を行う場合、払込金額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 時価を下回る払込金額で普通株式を新たに発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合等を除く）又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から、当社の保有する当社普通株式の数は含まないものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×
$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{新発行・処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

新株予約権の発行価額（1株当たり1,333円）と、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（1株当たり86,466円）の合計額をもって新株式の発行価額とする。資本に組み入れない金額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。但し、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の払込日時点で当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員でない本新株予約権者が権利を行使するときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- (3) 本新株予約権の譲渡、質入、その他の処分を行った場合は行使を認めないものとする。また、相続が発生した場合にも行使を認めないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値（当該日の終値がない場合は、その前営業日）が金280,000円（以下「基準株価」という）以上であれば権利行使をすることができるものとする。但し、上記（注）2の調整が行われた場合には基準株価も上記（注）2に準ずる調整を行うものとする。
- (6) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成17年12月6日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

(3) 【ライツプランの内容】

当社は、平成20年6月27日開催の第10回定時株主総会において、買収防衛策の導入を決議しておりますが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成20年10月1日～平成20年12月31日		492,386		3,775,035		8,363,218

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成20年11月20日付の変更報告書（金融商品取引法第27条の26第2項に基づく報告書）の写しの送付があり、平成20年11月14日現在で36,586株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	所有株式数の割合（％）
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎	36,586	7.43

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,013	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 486,373	486,373	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	492,386	-	-
総株主の議決権	-	486,373	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,236株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3,236個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社M C J	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目14番11号	6,013	-	6,013	1.22
計	-	6,013	-	6,013	1.22

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	40,000	39,000	31,450	21,040	17,060	12,450	9,490	7,880	4,150
最低(円)	30,000	27,310	20,250	14,120	8,010	8,600	5,220	3,770	2,880

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,482,849	8,612,632
受取手形及び売掛金	¹ 10,190,203	¹ 10,272,827
営業投資有価証券	151,682	166,692
商品及び製品	12,031,923	10,989,557
仕掛品	97,665	84,701
原材料及び貯蔵品	1,592,920	1,883,211
その他	2,564,104	4,349,342
貸倒引当金	163,826	121,140
流動資産合計	35,947,521	36,237,825
固定資産		
有形固定資産	² 2,307,576	² 2,111,733
無形固定資産		
のれん	³ 5,430,923	³ 5,718,483
その他	446,216	411,691
無形固定資産合計	5,877,139	6,130,175
投資その他の資産		
投資その他の資産	2,552,880	2,940,815
貸倒引当金	246,097	41,911
投資その他の資産合計	2,306,783	2,898,903
固定資産合計	10,491,499	11,140,812
資産合計	46,439,021	47,378,638
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,697,782	6,615,078
短期借入金	11,449,696	11,433,389
引当金	775,125	778,137
その他	⁴ 2,994,234	⁴ 5,920,839
流動負債合計	22,916,839	24,747,445
固定負債		
社債	249,500	349,700
長期借入金	4,213,966	3,137,760
引当金	454,420	404,500
その他	117,008	115,525
固定負債合計	5,034,895	4,007,485
負債合計	27,951,734	28,754,930

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,775,035	3,775,035
資本剰余金	9,540,558	9,540,558
利益剰余金	4,360,430	4,386,887
自己株式	359,209	358,788
株主資本合計	17,316,814	17,343,692
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,821	73,263
繰延ヘッジ損益	10	14,715
為替換算調整勘定	24,586	174,269
評価・換算差額等合計	36,418	86,290
新株予約権	16,000	16,000
少数株主持分	1,190,890	1,177,724
純資産合計	18,487,287	18,623,707
負債純資産合計	46,439,021	47,378,638

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	70,435,668
売上原価	58,677,709
売上総利益	11,757,959
販売費及び一般管理費	10,936,049
営業利益	821,910
営業外収益	
受取利息	35,164
受取配当金	977
負ののれん償却額	13,814
デリバティブ評価益	301,564
その他	159,066
営業外収益合計	510,586
営業外費用	
支払利息	130,045
持分法による投資損失	9,167
為替差損	62,995
その他	69,314
営業外費用合計	271,523
経常利益	1,060,973
特別利益	
貸倒引当金戻入額	4,730
賞与引当金戻入額	5,829
投資有価証券売却益	2,806
補助金収入	5,879
その他	1,198
特別利益合計	20,442
特別損失	
固定資産売却損	1,196
固定資産除却損	2,885
減損損失	22,766
投資有価証券評価損	110,685
事業整理損失引当金繰入額	70,547
その他	157,163
特別損失合計	365,245
税金等調整前四半期純利益	716,170
法人税、住民税及び事業税	482,722
法人税等調整額	96,970
法人税等合計	579,692
少数株主利益	34,879
四半期純利益	101,599

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	24,127,583
売上原価	19,871,910
売上総利益	4,255,672
販売費及び一般管理費	3,564,705
営業利益	690,967
営業外収益	
受取利息	7,205
為替差益	112,140
負ののれん償却額	4,604
その他	56,912
営業外収益合計	180,862
営業外費用	
支払利息	45,081
持分法による投資損失	2,738
その他	40,186
営業外費用合計	88,006
経常利益	783,823
特別利益	
賞与引当金戻入額	5,711
補助金収入	5,879
その他	1,142
特別利益合計	12,732
特別損失	
減損損失	10,833
損害賠償金	26,158
その他	10,824
特別損失合計	47,816
税金等調整前四半期純利益	748,740
法人税、住民税及び事業税	137,984
法人税等調整額	95,177
法人税等合計	233,161
少数株主利益	14,989
四半期純利益	500,589

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	716,170
減価償却費	290,026
減損損失	22,766
のれん償却額	312,880
負ののれん償却額	13,814
貸倒引当金の増減額(は減少)	256,120
賞与引当金の増減額(は減少)	117,088
受取利息及び受取配当金	36,141
支払利息	130,045
為替差損益(は益)	23,656
持分法による投資損益(は益)	62,298
投資有価証券売却損益(は益)	2,806
投資有価証券評価損益(は益)	110,685
デリバティブ評価損益(は益)	301,564
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	57,272
売上債権の増減額(は増加)	274,980
たな卸資産の増減額(は増加)	727,540
仕入債務の増減額(は減少)	920,826
未収入金の増減額(は増加)	92,952
未払金の増減額(は減少)	46,980
前受金の増減額(は減少)	93,599
預り金の増減額(は減少)	62,387
未払費用の増減額(は減少)	73,160
その他	190,709
小計	1,521,539
利息及び配当金の受取額	36,496
利息の支払額	145,571
法人税等の支払額	1,473,529
法人税等の還付額	302,593
営業活動によるキャッシュ・フロー	241,528
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	11,711
定期預金の払戻による収入	52,267
有形固定資産の取得による支出	420,896
有形固定資産の売却による収入	1,973
無形固定資産の取得による支出	176,164
差入保証金の差入による支出	131,152
差入保証金の回収による収入	67,311
事業譲渡による収入	113,163
投資有価証券の取得による支出	100,826
投資有価証券の売却による収入	271,008
子会社株式の取得による支出	15,110
その他	54,482
投資活動によるキャッシュ・フロー	404,619

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	950,000
長期借入れによる収入	1,700,000
長期借入金の返済による支出	1,557,487
社債の償還による支出	160,200
配当金の支払額	150,103
少数株主への配当金の支払額	5,903
その他	1,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	775,185
現金及び現金同等物に係る換算差額	181,320
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	430,773
現金及び現金同等物の期首残高	8,542,102
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,972,875

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 国内連結子会社が通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準については、従来、原価法又は低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は76,009千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用しております。 これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益は3,502千円減少、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は3,514千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
（自平成20年4月1日
至平成20年12月31日）

（事業整理損失引当金）

国内連結子会社である株式会社iriver japanは、モバイル放送株式会社が提供する衛星放送サービス「モバHO!」受信機能を搭載したマルチメディアプレーヤー等を販売しておりますが、平成20年7月29日付にてモバイル放送株式会社よりモバイル放送事業の終了について公表があったため、現段階で想定される見積もり可能な損失額を事業整理損失引当金として計上しております。この結果、事業整理損失引当金繰入額70,547千円を特別損失に計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 第3四半期連結会計期間末日満期手形 第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 75,584千円</p>	<p>1</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、1,356,851千円であります。</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、1,104,055千円であります。</p>
<p>3 のれん及び負ののれんは、両者を相殺した差額を無形固定資産に「のれん」として表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p>のれん 5,749,656千円 負ののれん 318,733千円</p>	<p>3 のれん及び負ののれんは、両者を相殺した差額を無形固定資産に「のれん」として表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p>のれん 6,051,031千円 負ののれん 332,547千円</p>
<p>4 流動負債の「その他」には、未払法人税等175,977千円が含まれております。</p>	<p>4 流動負債の「その他」には、未払法人税等978,705千円が含まれております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与手当 3,038,326千円</p>

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与手当 980,402千円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)</p>
<p>現金及び預金勘定 9,482,849千円 預金期間が3か月を超える定期預金 509,973千円 現金及び現金同等物 8,972,875千円</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	492,386

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	6,013

3. 新株予約権等に関する事項

第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
 新株予約権の目的となる株式の数 12,000株
 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 16,000千円(親会社16,000千円、連結子会社 - 千円)

4. 配当に関する事項

配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	153,212	315	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

区分	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建			
	米ドル	632,512	636,545	4,033
	ユーロ	143,624	153,146	9,521
	買建			
	米ドル	2,270,648	2,226,789	43,858
合計		-	-	57,412

(注) 1. 時価の算定方法については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	パソコン 関連事業 (千円)	メディア事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	23,486,266	641,317	24,127,583	-	24,127,583
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	661	67	729	729	-
計	23,486,927	641,385	24,128,312	729	24,127,583
営業利益	631,614	68,210	699,825	8,858	690,967

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

(1) パソコン関連事業 : パソコン及びパソコン周辺機器の製造販売、パソコンモニター及びディスプレイの製造販売

(2) メディア事業 : パソコン関連専門書等の出版

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	パソコン 関連事業 (千円)	メディア事業 (千円)	投資事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	68,676,931	1,595,930	162,806	70,435,668	-	70,435,668
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	4,139	665	-	4,804	4,804	-
計	68,681,070	1,596,596	162,806	70,440,473	4,804	70,435,668
営業利益又は営業損失 ()	686,137	189,832	64,839	811,131	10,779	821,910

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

(事業区分の方法の変更)

「投資事業」については、第1四半期連結累計期間まで「パソコン関連事業」に含めておりましたが、金額的重要性が増したため、第2四半期連結累計期間よりセグメントを追加しております。

この結果、従来の方法に比較して当第3四半期連結累計期間のパソコン関連事業の売上高は162,806千円(うち外部顧客に対する売上高は162,806千円)減少し、営業利益は64,839千円増加しております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

- (1) パソコン関連事業 : パソコン及びパソコン周辺機器の製造販売、パソコンモニター及びディスプレイの製造販売
- (2) メディア事業 : パソコン関連専門書等の出版
- (3) 投資事業 : IT関連株式及びIPOを目指すベンチャー企業への投資、外国為替証拠金取引業等

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益はパソコン関連事業で76,009千円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当第3四半期連結累計期間の営業利益は、パソコン事業で3,502千円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	日本 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	21,626,380	2,501,202	24,127,583	-	24,127,583
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	23,992	-	23,992	23,992	-
計	21,650,373	2,501,202	24,151,575	23,992	24,127,583
営業利益	546,706	152,333	699,039	8,072	690,967

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	日本 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	63,450,159	6,985,509	70,435,668	-	70,435,668
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,793,155	85	1,793,241	1,793,241	-
計	65,243,314	6,985,595	72,228,910	1,793,241	70,435,668
営業利益	328,774	454,018	782,792	39,117	821,910

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州.....オランダ、ポーランド

3. 会計処理の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本で76,009千円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、欧州で3,502千円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	欧州	その他の地域	計
海外売上高（千円）	2,494,774	328,291	2,823,065
連結売上高（千円）			24,127,583
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	10.3	1.4	11.7

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	欧州	その他の地域	計
海外売上高（千円）	6,947,544	588,229	7,535,773
連結売上高（千円）			70,435,668
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.9	0.8	10.7

（注）1．海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

- 2．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
- 3．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 - (1) 欧州.....ドイツ、オランダ、イギリス、フランス等
 - (2) その他の地域.....米国、中国等

（企業結合等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

共通支配下の取引等

- 1．対象となった結合当事者企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- (1) 対象となった結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

株式会社マウスコンピューター、株式会社iiyama

事業の内容

株式会社マウスコンピューター パーソナルコンピュータ及び周辺機器の開発、製造、販売とそれに付随する一切の事業

株式会社iiyama

コンピュータ用カラーディスプレイモニタ、その他周辺機器の企画、開発、製造、販売

- (2) 企業結合の法的形式

株式会社マウスコンピューター（当社の連結子会社）を存続会社とし、株式会社iiyama（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併を行っております。

- (3) 結合後企業の名称

株式会社マウスコンピューター（当社の連結子会社）

- (4) 取引の目的を含む取引の概要

(イ) 吸収合併の目的

株式会社マウスコンピューター製PCと株式会社iiyamaブランドによる液晶ディスプレイのバンドル販売をより一層強化するとともに、株式会社iiyamaの飯山事業所（長野県飯山市）を株式会社マウスコンピューターのPC製造・修理の拠点として活用し、外部支払コストを抑制することで資産効率を高め、事業競争力のさらなる向上を図るものであります。

(ロ) 吸収合併の期日

平成20年10月1日

- 2．実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	35,529円10銭	1 株当たり純資産額	35,835円63銭

2 . 1 株当たり四半期純利益金額

当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	208円89銭	1 株当たり四半期純利益金額	1,029円23銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	101,599	500,589
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	101,599	500,589
期中平均株式数 (株)	486,377	486,374
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(株式会社シネックスとフリーク株式会社の合併にかかる株式買取請求)

当社の連結子会社である株式会社シネックスは、平成20年 2月22日に合併契約を締結し、平成20年 5月 1日を合併期日として、連結子会社であるフリーク株式会社と吸収合併いたしました。当該合併に関し、会社法第797条第 1項による反対株主からの株主買取請求 (1,370,200株) を受け、東京地方裁判所に対して株式買取価格の決定の申立をし、現在係争中であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

株式会社M C J
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 狐塚利光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社M C Jの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社M C J及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。